

平成 16 年 9 月 30 日

各 位

東京都港区港南二丁目 16 番 1 号  
株式会社 マクロミル  
代表取締役社長 CEO 杉本 哲哉  
(コード番号：3730 東証マザーズ)  
問合せ先：取締役 CFO 岡本伊久男  
電話番号：(03) 6716-0700 (代表)

## 株式売出しに関するお知らせ

平成 16 年 9 月 30 日開催の当社取締役会において、当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

### 1. 株式売出し (引受人の買取引受による売出し)

- |   |  |   |
|---|--|---|
| (1) 売 出 株 式 数   | 当社普通株式   | 5,500 株   |
| (2) 売 出 人 お よ び<br>売 出 株 式 数                            | 杉本 哲哉<br>柴田 聡<br>岡本 伊久男<br>福羽 泰紀<br>新光 I P O 投資事業組合 1 号  | 2,500 株<br>1,200 株<br>1,000 株<br>500 株<br>300 株 |
| (3) 売 出 価 格   | 未定 (平成 16 年 10 月 12 日 (火) から平成 16 年 10 月 15 日 (金) までのいずれかの日に決定される。)  |   |
| (4) 売 出 方 法   | 新光証券株式会社、みずほ証券株式会社、大和証券エスエムビーシー株式会社、日興シティグループ証券株式会社、マネックス証券株式会社、イー・トレード証券株式会社および松井証券株式会社 (以下「引受人」と総称する。) に全株式を買取引受けさせた上で売出す。<br>売出しにおける引受人の対価は、売出価格と引受人より売出人に支払われる金額である引受価額との差額の総額とする。 |   |
| (5) 申 込 期 間   | 売出価格決定日の翌営業日から売出価格決定日の 3 営業日後までを予定している。  |   |
| (6) 受 渡 期 日   | 売出価格決定日の 7 営業日後を予定している。  |   |
| (7) 申 込 証 拠 金   | 1 株につき売出価格と同一金額とする。  |   |
| (8) 申 込 株 数 単 位   | 1 株  |   |
| (9) 前記各号については、平成 16 年 9 月 30 日に証券取引法による有価証券通知書を提出している。  |  |   |
| (10) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 CEO に一任する。 |  |   |

ご注意： この文書は、当社の株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書 (並びに訂正事項分) をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記【ご参考】2. を参照）

- (1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 500株  
なお、株式数は上限を示したものであり、売出価格決定日に、引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で決定される。
- (2) 売 出 人 お よ び 売 出 株 式 数 新光証券株式会社 500株
- (3) 売 出 価 格 未定（引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、新光証券株式会社が当社株主から500株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 引受人の買取引受による売出しにおける申込証拠金と同一とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 1株
- (9) 前記各号については、平成16年9月30日に証券取引法による有価証券通知書を提出している。
- (10) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長CEOに一任する。

### 【ご参考】

#### 1. 売出しの目的

今般、上記売出しを実施することといたしました。これは当社株式の分布状況の改善とより一層の流動性の向上を目的としたものであります。

#### 2. オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）に当たり、その需要状況を勘案した上で、引受人の買取引受による売出しとは別に、引受人の買取引受による売出しの主幹事会社である新光証券株式会社が当社株主から500株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、または売出しそのものが中止される場合があります。

これに関連して、新光証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、引受人の買取引受による売出しおよびオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から引受人の買取引受による売出しおよびオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日より起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）までを行使期間として、上記株主から付与される予定であります。

ご注意： この文書は、当社の株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、新光証券株式会社は、引受人の買取引受による売出しおよびオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日からグリーンシューオプションの行使期間の終了する日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。新光証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、新光証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引が全く行われず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引が終了される場合があります。

さらに、新光証券株式会社は、引受人の買取引受による売出しおよびオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

なお、新光証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から安定操作取引およびシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、グリーンシューオプションを行使する予定であります。

以 上

ご注意： この文書は、当社の株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。